

令和6年11月20日

「玉野市」の営業区域において日本版ライドシェアを 許可しました

～岡山県内での日本版ライドシェアの導入は“初”となります～

「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、タクシー事業者の管理の下で、タクシーを補完する目的で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、タクシーが不足する曜日や時間帯において、有償で運送サービスを提供するものです。

中国地方では、これまで「広島交通圏」を始め、「東広島市」、「鳥取県（日野郡を除く6営業区域）」、「益田市（旧匹見町）」、「佐伯交通圏」、「萩交通圏」及び「柳井交通圏」の各営業区域で許可を行っています。

この度、岡山県の「玉野市」の営業区域において、日本版ライドシェアの許可を行いました。岡山県内での許可は初めてであり、当該許可により、中国地方全ての県において日本版ライドシェアの許可をしたこととなります。

国土交通省では、安全・安心を確保しつつ地域の移動の不足の解消につなげるため、雨天時や酷暑時、イベント開催時等のタクシー需要が高まる時期に、日本版ライドシェアを利用しやすくするためのバージョンアップを行っており、直近では紅葉シーズン等に活用しやすくするために制度改善を行っているところです。

中国運輸局では、引き続き、日本版ライドシェアの利用者の利便性向上に取り組んでまいります。

記

1. 許可年月日：令和6年11月20日
2. 許可権者：中国運輸局岡山運輸支局長
3. 許可を受けた営業区域、事業者名称、許可車両数、期間及び時間帯：

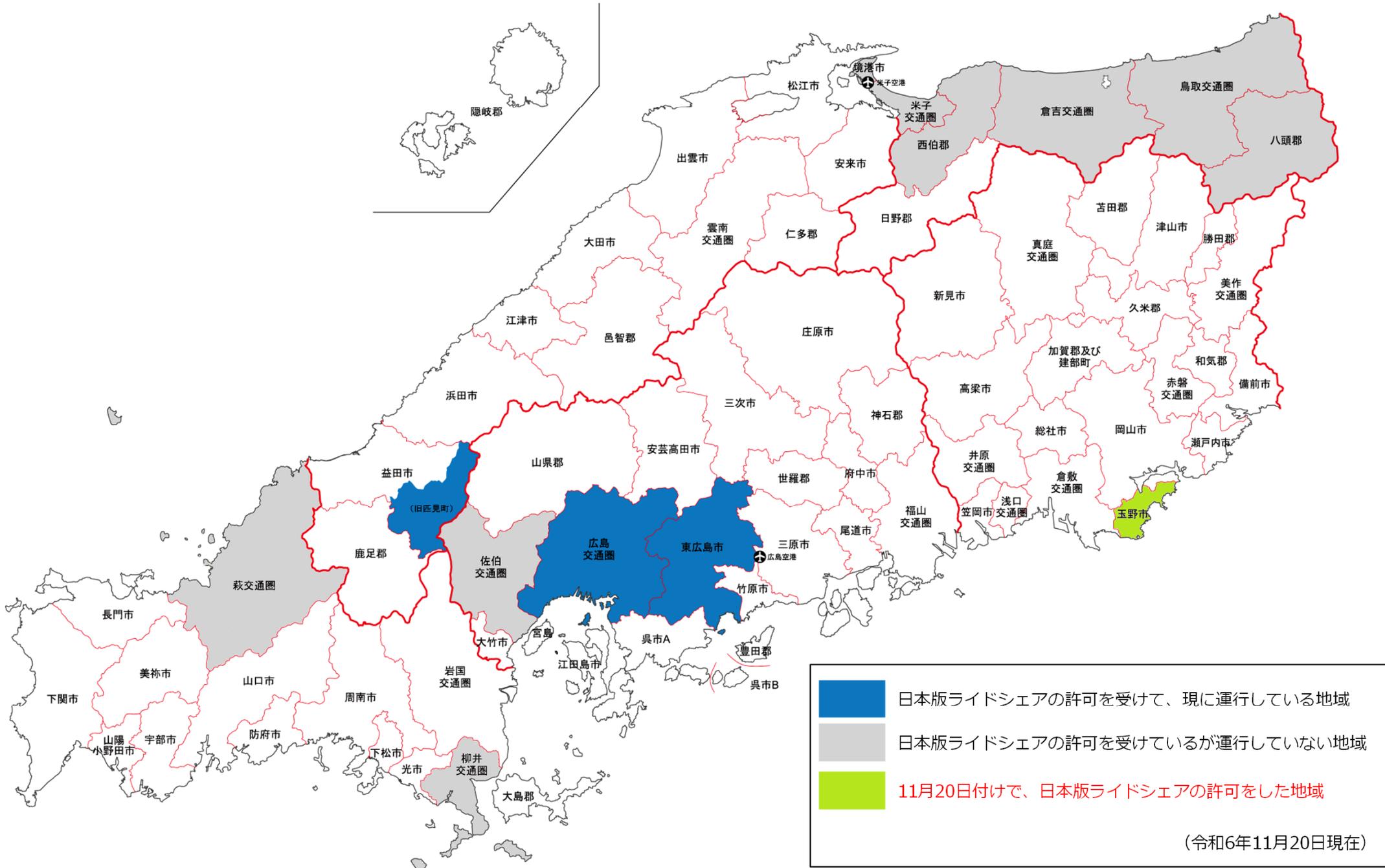
営業区域	事業者名称 ()は実施営業所名	許可 車両数	期間及び時間帯
玉野市	下電観光バス株式会社(宇野)	1台	金曜日又は土曜日の 16時台～翌5時台

参考：玉野市の法人タクシー事業者数 5事業者、車両数61台（令和6年10月31日現在）

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 石井、小林
電話：082-228-3450
中国運輸局岡山運輸支局輸送・監査担当 宮地、松野
電話：086-286-8122

中国地方における日本版ライドシェアの許可・運行状況 中国運輸局



- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、営業区域ごとにタクシーが不足する時期、時間帯及び不足車両数を特定



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

東京の例

【タイプ1】配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定し、自家用車活用事業を行う地域(大都市部)

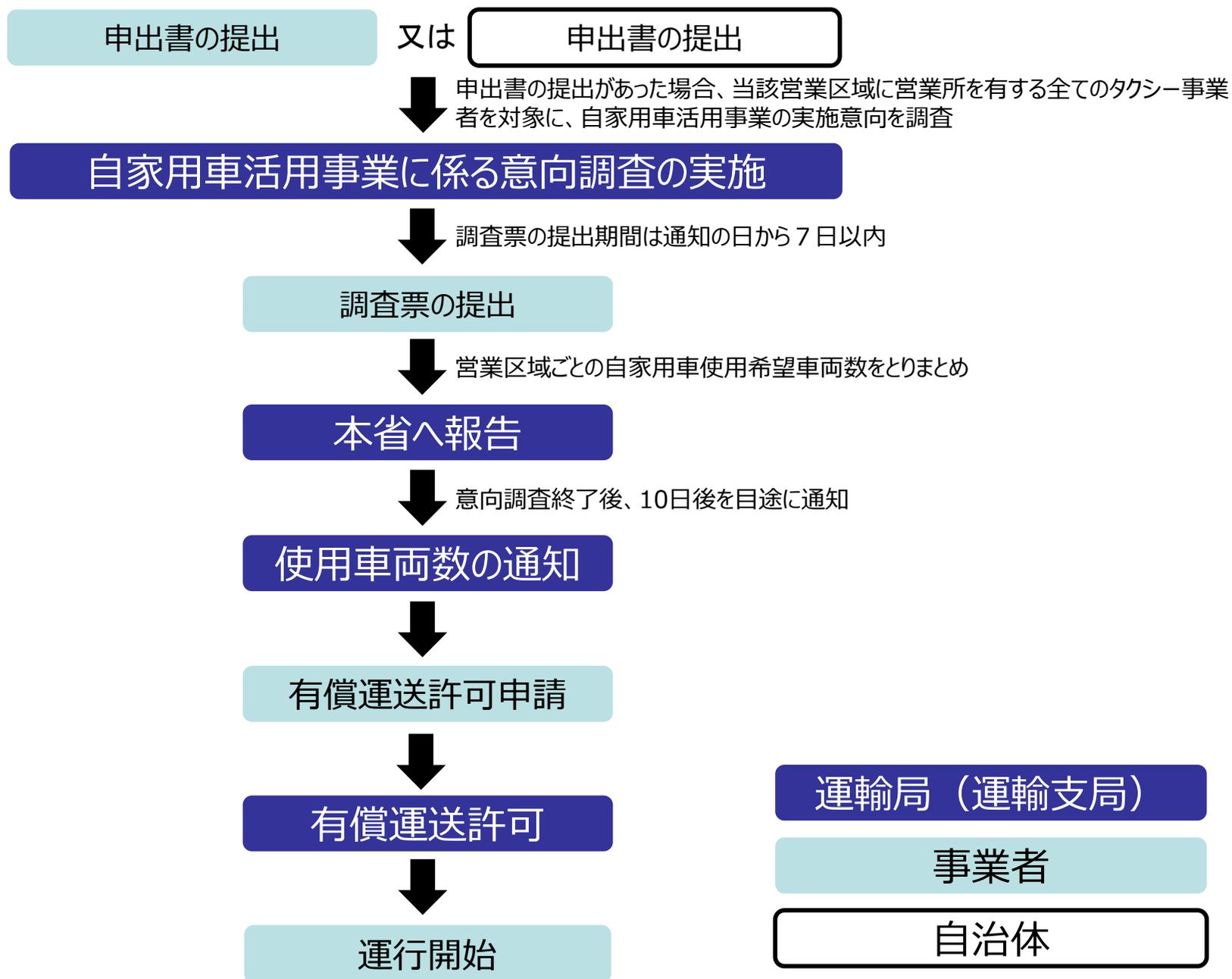
東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡(12地域)

【タイプ2】その他の地域(大都市部以外)

簡便な方法※により不足車両数を算定し、タクシー事業者に実施意向がある場合は実施が可能

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。

※ただし、自治体が特定の曜日、時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足する曜日、時間帯及び不足車両数とみなす。



これまでの日本版ライドシェアのバージョンアップの実施内容

- 6月28日 雨天時における対応
- 8月5日 酷暑における対応
- 8月5日 イベント開催時における輸送力向上方策
- 9月10日 災害対応時の自家用車活用事業の活用
- 9月10日 配車アプリを使用しない自動車活用事業の導入
- 9月10日 貨客混載の導入
- 9月10日 協議運賃の導入
- 9月17日 大都市以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充
- 10月11日 鉄道等の公共交通機関の遅延時における自家用車活用事業の活用
- 10月25日 イベント開催時や紅葉シーズン等における自家用車活用事業の活用
(「8月5日イベント開催時における輸送力向上方策」をバージョンアップしたもの※)

※【バージョンアップの内容】

- 日本版ライドシェアを、次の(1)のみ活用可能であったが、(2)でも活用できるように変更
- (1) タクシー事業者がイベント主催者又は周辺公共団体からの要請を受けて実施する場合
 - (2) タクシー事業者が関係地方公共団体と調整・相談の上実施する場合